遊漁船業登録内容(水産庁規定公表義務化)

遊漁船業者登録票

氏名又は名称		
登録番号	茨城県　第 1098 号	
登録の有効期限	2023年 7月 26日から　2028年 7月 25日まで	
営業所の所在地		
遊漁船の名称		
遊漁船業務主任者の氏名		
損害賠償措置の保健期間 (遊漁船業登録船舶)	5年 6月 1日から　6年 5月31日まで 賠償責任　お1人様 10000万　円	
遊漁船業登録船舶	茨城県　第　号 茨城県　第　号 茨城県　第　号 茨城県　第　号 茨城県　第　号 茨城県　第　号 計　隻	無線設備・非常用位置発信装置 ※左記登録船舶は、国土交通省の定める全通水密甲板検査(JCI)に合格し必要な安全装置を搭載しております。 出航中止基準 出航地の波高　4 m以上 出航地の風速　15 m以上 出航地の視程　100 m以上 帰港基準 出航地の波高　4 m以上 出航地の風速　15 m以上 出航地の視程　100 m以上 案内する漁場の位置 茨城県沖 避難港 茨城県 ひたちなか 港 茨城県 石岡崎 港